

## 第10回 京都市食の安全安心推進審議会

### 1 開催日時

平成25年6月11日（火）午前10時から正午まで

### 2 開催場所

京都市文化市民局消費生活総合センター 研修室  
(中京区車屋町通御池下ル梅屋町358アーバネックス御池ビル西館4階)

### 3 出席者(敬称略)

委員10人, 代理人1名, 事務局11人

会長	宮川 恒	
副会長	家原 知子	
委員	池本 周三	
委員	毛川 敦子	
委員	中川恵美子	
委員	西村 修次	
委員	水口 靖彦	
委員	山岡 祥子	
委員	山本 隆人	
委員	渡辺 徹志	
代理人	右近 裕子 (原委員代理人として出席)	
事務局	保健福祉局保健医療・介護担当局長	瀧本 章
	〃 医務監・保健所長	土井 涉
	〃 保健衛生推進室長	石田 信幸
	〃 生活衛生担当部長	土井 直也
	〃 保健医療課健康危機対策担当課長	太田 眞一
	〃 課長補佐	小原 孝浩
	〃 健康危機対策係長	日野 唯之
	〃 食品安全担当	野村 剛
	〃	小谷 晃史
	〃 衛生環境研究所食肉検査部門担当課長	男成 良之
	産業観光局農林振興室農業振興整備課長	天野 和之

### 4 次第

- (1) 開会
- (2) 京都市挨拶
- (3) 報告事項
  - ・平成24年度京都市食品衛生監視指導結果(案)について
  - ・BSE検査体制について
- (4) 議題
  - ・京都市食の安全安心推進計画の進捗状況について
- (5) 閉会

## 5 会議録

### (1)報告

平成24年度京都市食品衛生監視指導結果及びBSE検査体制について資料1及び資料2に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

#### 【平成24年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について】

##### ○委員

結果（案）の中には、監視指導されたと書かれていますが、監視指導されたから安心であるということですか？これは施設に問題があったから指導されたということですか？

##### ●事務局

食中毒事件等を未然に防止するために実施した監視です。

普段、監視を実施しておりますが、それでも食中毒は発生していますので、監視を行っているからすべてが解決するわけではありませんが、食中毒がゼロに近づいていくように監視を実施していきたいと考えています。

##### ○委員

役所は「監視」した場合に「監視指導」という言葉を使っていると思います。

「指導」と書かれているのは、何かあったから、違反があったから指導を行ったというようにとらえてしまいます。

##### ●事務局

違反があった場合は、違反とあげさせていただきます。施設を監視する中で、実態に即した指導をさせていただいています。そのため「監視指導」と書かせていただいています。

##### ○委員

「監視指導」ですと事故があったからととらえられてしまいそうですね。

##### ●事務局

施設を回らせていただいて適正なことがされているか監視員が判断し、指導しています。

##### ●事務局

「監視指導」は馴染みにくい行政用語であると思いますが、他に適切な用語がないために使用させていただいています。

##### ○委員

福島原発事故から2年4ヶ月がたちましたが、未だに風評被害が広がっています。市民、消費者の中には十分に認識されていない方もいます。行政サイドとしても、風評被害防止に向け啓蒙していただきたいです。

##### ●事務局

放射能については検査を実施し、その結果をホームページに掲載していますが、皆様に見ていただけるよう、周知していく必要があると考えています。実態に即した検査の中で正確な情報を提供していきたいと考えております。

##### ●事務局

第二市場におきましては、牛の全頭について放射能検査を実施しています。水産物につきましては、第一市場で検体を抜き取り検査を実施していますが、これまでに違反はありません。リアルタイムで結果をホームページに掲載していますが、ホームページの掲載だけでは市民の目に届きにくい、ということもあるので、リーフレットを作成するなどの工夫をしていきたいと考えています。

##### ○委員

まだ一般の消費者の方の中には、放射能に対する不安が先だって、被災地の野菜を買うことを控える方もいますので、行政がスーパー等の監視指導を行う中で、検査を実施しているので大丈夫です、という+αの指導も今後必要ではないかと考えています。

##### ●事務局

消費者の方は、検査を行い安全であることが分かっているにもかかわらず、買い渋りが起こっているかもしれません。私たちとしましても引き続き、放射能検査結果を全面に出して、安全であると、訴えて参りたいと考えています。

**○委員**

監視指導結果については、簡易でわかりやすい言葉がよいと思います。「監視」と「指導」は分けた方がわかりやすいという認識を持ちました。

また、輸入食品検査項目数の割合の推移において、何の項目数が減少したのですか？

**●事務局**

平成23年10月から牛全頭について放射能検査を実施しており、その分、検査の母数が増えたため、検査項目数の割合が減少しています。

**○委員**

許可を要しない営業施設とはどのような施設ですか。

**●事務局**

P19に掲載しております給食施設などは、食品衛生法に基づく許可が不要な場合があります。野菜や果物の販売についても許可を要しない施設となっています。これらは届出制度となっています。

**○委員**

P3では営業許可施設数は約3万5千7百で監視指導数は約7万ですので、1カ所に2回程立入されたということでしょうか？

**●事務局**

施設によっては一度しか実施できていない施設もあります。

**○委員**

P3の(2)イでは、監視対象施設数285施設に対し、監視件数が約4万となっていますが、2日に一度の割合で実施しているということですか？

**●事務局**

中央卸売市場第一市場につきましては、毎日監視を実施していますので、数が多くなっています。

**○委員**

P4などでは延べ監視指導件数しか掲載されていないので、対象施設数も掲載した方がわかりやすいと思います。

**○委員**

監視指導件数が平成24年度に約7千件減少しているのは、対象施設の見直しをされたと口頭で述べられましたが、市民にも分かるように注釈を入れた方がいいと思います。

また、輸入食品の検査割合のグラフについては、実数を示した方がわかりやすいと思います。

**●事務局**

市民の方が見てわかりやすいよう、改善させていただきます。

**○委員**

食鳥処理施設の監視指導件数が減少していますが？

**●事務局**

食鳥処理施設の監視では、病気の鳥が適正に除去されているかを確認しています。過去に鳥インフルエンザH5N1が発生した際には度々調査を実施していましたが、近年、H5N1は日本では発生しておらず、施設監視する間隔も長くなっています。

**○委員**

新たなキャラクターとして京都市食品衛生監視員「しょっかん」が登場していますが、おあがりス以外にキャラクターを登場させた理由はなぜでしょうか。

**●事務局**

おあがりスが1匹で話すだけではなく、「しょっかん」を登場させ対話形式にすることで、理解や親しみしやすくしています。

**○委員**

「しょっかん」はスーツを着てバインダーを持っているので「堅い」イメージがありますので、もう少ししやわらかいキャラクターの方がいいかもしれませんね。

**○委員**

将来日本はT P Pに加入するかと思いますが、農産物や畜産物が日本に入ってきたとき、現在の市の監視体制で十分な安全確保が図れるか心配です。今後T P Pに対する取組についても盛り込んでいただければと思います。

**●事務局**

海外から入ってくる食品については水際での検疫対策が重要であるので、国の対策を注視していきたいと思います。また、そこで発見された食品が京都市内に流通しないよう、安全安心な食品が流通する体制を整えたいと思います。

**○委員**

消費者団体の立場からすると、直接市民が関われる取組はリスクミになると思います。周知徹底の方法として、ホームページに掲載する機会が多いですが、市民新聞に折り込みチラシをはさむなど、伝え方を工夫していただきたいと思います。

また、啓発物品のステッカーはよいと思いますが、市民が困ったときに連絡ができるよう、記載されている電話番号は大きい文字の方がよいと思います。

**【B S E 検査体制について】**

**○委員**

報告いただいた検査実績は第二市場（京都市）のみの報告ですか？

**●事務局**

京都市のみの報告です。

**○委員**

個人的な意見として、科学的な証明もされ、全頭検査は市民の税金を用いて過剰なまでに行ってきた検査であるので、これ以上は必要ないかなと思います。

**○委員**

科学的な知見が示されており、京都市だけが検査を実施したとしても市民が食べる食肉が安全になるというわけではないので、このような流れになることは仕方のないことと考えます。

ただし、市民としては、科学的知見に基づき安全であると示されたとしても、それがすべて安心に変わることはないので、これから京都市としてどのように市民に説得していくのか気になります。不安が払しょくできる環境が整ったとされても、不安な気持ちを拭えない市民をどのように説得していくのでしょうか？

**●事務局**

これまで段階的に月齢の見直しが行われてきましたが、この中でも安全は確保されてきたと考えています。しかし、いくら科学的な根拠に基づき安全であるといっても、市民の方の中には不安をもたれる方もいらっしゃると思いますので、わかりやすく、理解をしていただける方法で情報提供していかなければならないと思っています。検査体制の見直しについては、他都市の情報も踏まえながら足並みをそろえ行えればと考えています。

**○委員**

是非、丁寧に行っていただければと思います。

**○委員**

今後の説明のポイントとしては、これまで少しずつ検査対象月齢が緩和されてきたのにもかかわらず全頭検査を続けてきたのが、今回は突然全頭検査をやめることを、どう理解

していただくかだと思います。

またBSEの原因としても、各国でBSE対策を講じたからBSE（陽性牛）が減少したのでプリオン説が有力ではありますが、そもそもなぜ異常プリオンが蓄積するのかという原因がまだ解明されていないため、今後また突然BSEが蔓延するのではないかと市民の不安を払しょくする必要があげられますね。

このポイントをうまく説明できれば理解が深まるのではないかと思います。

●事務局

なぜ全頭検査を継続してきたのかを明確にしなければならないと思っています。市民の方にBSE検査を中止することに不安があったことや、京都市と畜場では2歳、3歳でと畜される牛が多く、十分な分別管理できなかったことが大きな原因となっています。

11年間BSEが発生していないことは日本でとられてきたBSE対策が機能していると判断できると思います。始めは「不明なリスクの国」から今では「無視されたリスクの国」に格上げされたことも証拠の一つであると思います。

○委員

食品検査のように定期的に抜き取り検査は実施しないのでしょうか？

●事務局

現在のところ予定はしていません。

○委員

検査費用は当初予算として計上していたのでしょうか？本年度は予算を執行されないということですか？

●事務局

検査費用については国庫補助を受けています。7月以降は検査対象月齢未満については検査を実施せず、また国庫補助が受けられませんので、その分については、執行しないこととなります。

○委員

「平成14年1月に生まれた牛を最後に11年間に渡りBSEが発生していない」とことと、「平成21年度以降はBSEが確認されていない」という表現がありますが、この関係はどのようになっているのでしょうか？

●事務局

「平成14年1月」とは牛の誕生年月を表しており、「平成21年度」とはBSE陽性牛が発見された年月を表しています。

○委員

今後、プリオンの蓄積のリスクが残っている48ヶ月齢以上の高齢牛について検査を行うことは、個人的には妥当な措置であると思います。

京都市としても、国の方針に従い、7月1日から検査対象月齢を48ヶ月齢超にするという方針の報告でしたが、審議会としても報告を聞き、これで良いという判断で（委員の皆様）よろしいのでしょうか？

それでは、引き続きリスクコミュニケーションをお願いします。

(2)議題

京都市食の安全安心推進計画の進捗状況について資料3に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

前に報告いただいた「監視指導計画」と今回の「推進計画」の位置づけを教えてください。

●事務局

監視指導計画は単年度の取組計画となっており、数値目標を定めたものではありません。

推進計画は5年間の計画となっています。何年間に何件の監視を行うかなどを決め、それに基づき実施状況を判断いただくものです。

**○委員**

生産段階で平成23年度は達成度が「E」であったものが、平成24年度は達成度が「A」になったものがあります。この理由を教えてください。

**●事務局**

平成23年度までは、GAPや土壌分析の研修は農家の自由参加としていましたが、これを平成24年度も継続実施するとともに、農林業だよりやホームページを用いて、農薬の適正使用に関して、生産者に対しての啓発を年間を通じて実施しました。

**○委員**

おあがりスを用いることで情報の発信力が飛躍的に上昇しましたね。見た目にもわかりやすくなりました。生産段階、卸売市場の段階では、ほとんどが達成度AやBですが、それに比べ製造・加工段階や集団給食施設の段階では、B、CやDも散見されます。この達成度の差はなぜでしょうか。

**●事務局**

卸売市場につきましては、毎日監視を実施するなかで抜き取り検査を実施していますので、検体数を確保させていただいています。製造・加工段階では各保健センターが施設の監視を実施していますが、監視に行っても施設の実態が無くなっていたりします。しかし、年3回等の立入目標を定めているものについては、今後達成できるよう計画的に行っていきます。

**○委員**

この結果はホームページに掲載するのですか？

**●事務局**

掲載します。

**○委員**

食中毒対策など数値目標が定められない目標値については、平成23年度が横棒（一）になっていますが、何もしていないように見えてしまいますね。

**●事務局**

記載方法につきましては検討させていただきます。

**○委員**

達成度がCやDの項目については、来年度以降改善していただきたいです。

**○委員**

全体的に見させていただいて、京都市さんが食の安全安心に対して積極的に取り組まれているのは見受けられました。しかし、ホームページに掲載する方法では、中々閲覧する時間のない方もいます。食に関わる方は主婦が多いので、一番情報源として入ってくる市民新聞への掲載などが一番わかりやすいと思いますので、情報提供の方法を考えていただきたいです。

また、露店で販売されている弁当について、指導されているとのことですが、安全安心が目に見えて分かるように、ステッカーを貼るなどしていただけたらより安心して購入できると思います。

**○委員**

これまで梅雨、夏場は食中毒の季節でありましたが、食中毒の発生状況を見ますと冬場が多いですね。これは監視指導体制が整えられた証拠だと思います。しかし、油断せず引き続き取組はしっかりと行っていただきたいと思います。